

【アメリカ】 デラウェア州、ロードアイランド州、ミネソタ州同性婚法成立

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 2013年5月2日、ロードアイランド州議会で、同性婚を合法化する法律が可決され、同日、州知事の署名により成立した(2013年法律第4号及び第5号、8月1日施行)。続いて、5月7日、デラウェア州議会も同性婚を合法化する法律を可決、同日、州知事署名により成立(79巻第19号(2013)、7月1日施行)、ミネソタ州議会も、5月14日同性婚を合法化する法律を可決、同日、州知事の署名により成立した(2013年法律第74号、8月1日施行)。2013年5月14日現在、全米で同性婚を合法化した州は、ワシントンD.C.を含み13となった。

3 州で成立した同性婚法

2013年5月に成立したロードアイランド、デラウェア、ミネソタの3州の同性婚を合法化する法律には、共通する点も多く、これまでに成立した他州のものとも類似している。この新たに制定された3州の法律について、(1)婚姻の定義、(2)婚姻の資格・禁止される婚姻、(3)他の法域における婚姻の承認、(4)宗教団体による同性婚挙式の拒否、拒否による法的不利益の有無、(5)他の婚姻類似制度の5つの項目(注1)に分けて、該当する条文を要約し、紹介する(各表は、筆者作成)。

(1) 婚姻の定義

アメリカでは、婚姻は州の専権事項であるが、「連邦法上の婚姻」を異性間に限定する連邦法が存在している(婚姻防衛法第3条(1 USC 7))。同性婚を認めない州では、州憲法又は州法上、婚姻防衛法と同内容の規定を有するか、婚姻が男女の組合せであると解釈できる用語を用いた条文が存在している。前者の州が同性婚を合法化する場合、まず、(a)婚姻を異性間に限定する規定の廃止が行われる。その上で、(b)性中立的な文言で婚姻を再定義すること等が行われることもある。後者の場合は、(b)のみを行うか、婚姻に関係する条文中の性別を含む語を削除する等の改正をすることが多い。なおロードアイランド州は、婚姻防衛法第1条の解釈について、「(同性婚等の)連邦法により認められない婚姻について、連邦法の規定を参照し、適用し、又は根拠とする州法の規定は、州法上の婚姻能力を有する当事者を連邦法が承認しているものとして適用する」という内容の規定を、特に設けた(州法典第15章第15-1-9条)。

州名	改正後の条文(要約)	備考
ロードアイランド	①婚姻とは、法的な2者の結合。(州法典第15章第15-1-7条) ②何人も法律上の条件を満たす場合は、性別を問わず、婚姻することができる。(同第15-1-1条)	—
デラウェア	該当条文なし。	—

<p>ミネソタ</p>	<p>①「民事婚」とは、両当事者の合意に基づく民事法上の契約を指す。(州法典第 517.01 条)</p> <p>②州法のすべての規定において婚姻という語は、州法第 517 章で規定する民事婚を意味するものとする。ただし、各条文の文脈に応じ、これ以上に広い意味に解釈してもよい。(同第 517.23 条)</p>	<p>②は、今回の法改正により、「民事婚 (civil marriage)」という用語が、新たに定義されたことから規定された。</p>
--------------------	--	---

(2) 婚姻の資格・禁止される婚姻

婚姻の要件は各州で異なるが、一定年齢以上の者に婚姻の資格を与え、近親婚や複婚を禁止する等が一般的である。同性婚を認めない州では、「禁止される婚姻」の規定で、同性間の婚姻を規定する場合があるため、同性婚合法化に際しては、その部分の改正が行われることが多い。

州名	改正後の条文（要約）	備考
<p>ロードアイランド</p>	<p>①複婚（婚姻類似制度を含む）、近親婚は禁止され、無効。(州法典第 15 章第 15-1-2 条及び第 15-1-3 条)</p> <p>②近親婚の範囲は、性別を問わず、兄弟姉妹、親子（養子縁組の場合も含む）、祖父母（配偶者を含む）・孫（配偶者を含む）又は甥姪・おじおば。(第 15-1-2 条)</p>	<p>②婚姻を明確に男女間に限定し、又は同性婚を禁止する規定は存在しなかったが、近親婚に関する旧条文では、男女間を想定した単語が用いられていた。</p>
<p>デラウェア</p>	<p>複婚、同性婚、近親婚が禁止される婚姻として規定されていたが、同性婚の部分が削除された。近親婚の範囲は、性別を問わず、直系尊属・直系卑属（養子縁組の場合も含む）、兄弟姉妹（異父・異母兄弟を含む）、おじおば・甥姪、いとこ。(州法典第 13 章第 101 条(a))</p>	<p>1996 年に同性間の婚姻を明確に禁止する州法改正があった。(デラウェア州制定順法令集 70 巻第 375 号)</p>
<p>ミネソタ</p>	<p>禁止される婚姻の規定中、(他の法域においてなされたものも含む) 同性間の婚姻を廃止した。禁止される婚姻の新たな範囲は、デラウェア州とほぼ同じ。(州法典第 517.031 条)</p>	<p>—</p>

(3) 他の法域における婚姻の承認

現在、アメリカの各州は、他の法域（他州など）で適法に成立した「婚姻」を、互いに認めなければならないが、婚姻防衛法第 2 条（28 USC 1738C）の規定により、他州の「同性婚」は、承認する義務を負わない(注 2)。また、(多くの場合は同性間を想定した) シビルユニオンのような婚姻類似制度についても、自州において(a)婚姻として取り扱う場合（主に同性婚を合法化し、シビルユニオン等を婚姻に統合した州に多い）、(b)婚姻ではなく、自州の婚姻類似制度として取り扱う場合（同性婚は合法化していないが婚姻類似制度を有している州に多い）、(c)一切承認しない場合、等がある。

同性婚を合法化した場合には、他の法域におけるシビルユニオン等を、自州で婚姻

として取り扱うか否かにつき、新たな規定が置かれることが多い。

州名	改正後の条文（要約）	備考
ロードアイランド	本質的に婚姻と同等の権利・義務を有する婚姻以外の法的結合であって、他の法域で適法に成立したものは、州法上婚姻が禁止されていない2者間であれば、有効な婚姻と認める。(州法典第15章第15-1-8条)	—
デラウェア	ロードアイランド州とほぼ同様の規定。(州法典第13章第101条(e))	—
ミネソタ	該当条文なし。	—

(4) 宗教団体による同性婚挙式の拒否、拒否による法的不利益の有無

これまで同性婚の合法化に際し、ほぼすべての州が、宗教団体等は、同性婚の挙式、団体所有の施設等の挙式に関連した利用及び団体が運営する共済組合等からの資金提供等を拒否できるとする規定を置くことにより、信教の自由を理由とする同性婚反対の意見に対応してきた。

州名	改正後の条文（要約）	備考
ロードアイランド	信教の自由を保護するため、どの婚姻を挙式するかに関して、各宗教団体及び挙式権限を有する聖職者が排他的に権限を有することを明記する。宗教団体や聖職者は、挙式を拒否したことにより不利益処分を受けない。また、宗教団体や宗教団体が組織、運営又は管理する非営利団体等は、教義に合わない婚姻の挙式に関連するサービス、施設、物品の提供を拒むことができ、拒否により不利益処分を受けない。(州法典第15章第15-3-6.1条)	—
デラウェア	聖職者等を含め、何人も、その信条に反する婚姻の挙式を強要されず、挙式を拒否したことにより、いかなる責任も負わない。ただし、婚姻許可状を発給する書記は、当事者の要求がある場合には、挙式を行う義務を負う。(州法典第13章第106条(e))	—
ミネソタ	宗教団体や宗教団体が組織、運営又は管理する教育目的の非営利団体等は、利用者の性的指向に応じて、民事婚の挙式及びそれに直接関係する物品、サービス、施設等の提供を任意に拒否できる。(州法典第363A.26条)	—

(5) 他の婚姻類似制度との関係

同性婚を合法化した場合、シビルユニオンのような婚姻類似制度を有する州では、(a)同制度を婚姻と併用する場合と、(b)婚姻に統合する場合とがある。また、(b)の場合でも、自動的に婚姻に移行する場合と、当事者の申請により移行する場合がある。

州名	改正後の条文（要約）	備考
ロードアイランド	法施行日以降、シビルユニオンの当事者は、婚姻許可状発給申請が可能となり、法的に挙式権限を有する者による婚姻の挙式が可能となる。当該当事者の許可状を発給した書記が、挙式済みの許可状を受領し、婚姻を証明し、登録をする。登録日から当該婚姻は有効となる。シビルユニオンは廃止する。(州法典第 15 章第 15-3.1-12 条及び第 15-3.1-13 条; 第 15-3.1-3 条及び第 15-3.1-4 条の廃止)	—
デラウェア	2014 年 7 月 1 日に、すべての有効なシビルユニオンは婚姻に自動的に移行する。同時にシビルユニオン制度は廃止する。2013 年 7 月 1 日から翌 6 月 30 日までに、当事者のシビルユニオン証明書を発給した書記に申請することにより、同一当事者はシビルユニオンを婚姻に移行することができる。(州法典第 13 章第 218 条)	—
ミネソタ	州法上、婚姻類似制度の規定なし。	一部の地方自治体は、「ドメスティックパートナーシップ（婚姻類似制度）」を有していた。

他州の動向

2013 年 5 月時点で、イリノイ州では、同性婚を合法化する上院法案（SB10）が上院を通過し、下院でも可決される見通しであり、クイン(Pat Quinn)州知事も同法案を支持していた。しかし、6 月に入り、下院での同法案の採決の、次会期への持ち越しが決定した。報道によると、下院での賛成票の獲得に不安が残るためとされているが(注 3)、成立する可能性は、十分にあると見られている。

注(インターネット情報は 2013 年 6 月 19 日現在である。)

(1) 井樋三枝子「アメリカの州における同性婚制定の動向」『外国の立法』No.250, 2011.12, pp.16-25.<<http://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?contentNo=1&itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F3382140>>による。

(2) ロードアイランド州では、従前より、他州の同性婚を婚姻として取り扱っていた。同上, p.21.

(3) Kate Sosin, “Gov. Quinn details efforts to pass equal marriage,” *Windy City Times*, May 1, 2013. <<http://www.windycitytimes.com/lgbt/Gov-Quinn-details-efforts-to-pass-equal-marriage-/42568.html>>; Richard Socarides, “What Happened to Gay Marriage in Illinois?” *New Yorker*, Jun. 3, 2013. <<http://www.newyorker.com/online/blogs/newsdesk/2013/06/what-happened-to-gay-marriage-in-illinois.html>>

* なお、本稿脱稿後の 2013 年 6 月 26 日、連邦最高裁は、婚姻防衛法が合衆国憲法修正第 5 条に違反しているとの判決を下した。